

桶川市建設工事に係る技術審査会要領

(平成20年8月15日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、桶川市建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年桶川市告示第165号。以下「要綱」という。）に基づき総合評価落札方式を実施するに当たり、要綱第6条第1項に規定する技術審査会（以下「審査会」という。）の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審査会は、要綱第6条第2項に基づき提出された技術提案について、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 原設計（標準設計）に定める内容と技術提案の内容との対比及び提案理由
- (2) 技術提案の実施に関する事項
- (3) 技術提案が採用された場合に考慮すべき事項
- (4) その他審査会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、都市整備部長、都市整備部副部長、都市計画課長、道路河川課長、建築課長、下水道課長及び契約管財課長をもって組織する。

2 会長は、都市整備部長とする。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長が事故その他の事由により不在の場合は、あらかじめ都市整備部長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開催し、又は議決することはできない。

- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、学識経験者等の意見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、審査の対象となる工事を担当する課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成20年8月15日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日市長決裁)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月10日市長決裁)

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日市長決裁)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。